

■「つながり応援カード」事業 取扱店舗募集要項

<p>申 込 資 格</p>	<p>取扱店舗として登録できる者は、武蔵村山市内に本店登記又は機能を有する事業者のうち中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者とし、複数の店舗等を持つ者は、店舗等ごとに登録するものとします。</p> <p>ただし、次に掲げる店舗等は登録ができません。</p> <p>① 大規模商業施設内にある店舗等及びチェーン店（市内に本店登記又は機能を有する者を除く。）</p> <p>② コンビニエンスストア</p> <p>③ ドラッグストア</p> <p>④ 本社企業とのフランチャイズ契約により運営されている加盟店</p> <p>⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行う施設</p> <p>⑥ 武蔵村山市市外の店舗</p> <p>※大規模商業施設：建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える大規模小売店舗</p> <p>※チェーン店：業態・事業内容等にかかわらず、事業者が単一資本で合計 11 以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗等</p>
<p>登 録 料</p>	<p>無料</p>
<p>対 象 品 目</p>	<p>電子応援券は、原則としてすべての商品・サービス等の支払いに使用可能としていただきます。（下記「対象外品目」を除く。）</p>
<p>対 象 外 品 目</p>	<p>次の①から④に該当するものは、電子応援券の使用対象外とします。</p> <p>① 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入</p> <p>② 公的な保険適用がある医療等の自己負担分の支払い</p> <p>③ 国税、地方税や使用料などの公租公課の支払い</p> <p>④ その他、武蔵村山市が使用について相応しくないと判断した商品・サービスの購入・支払い</p>
<p>厳 守 事 項</p>	<p>① 電子応援券の偽造等、不正の疑いがある場合は、電子応援券での取引を拒否するとともに、速やかに市へ報告すること</p> <p>② ①で掲げる場合を除き、電子応援券での取引を拒んではならないこと</p> <p>③ 電子応援券を対価の弁済手段として「対象外品目」に規定する取引を行ってはならないこと</p> <p>④ 誠実に電子応援券での取引を行うとともに、関係法令を遵守すること</p> <p>⑤ 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと</p> <p>⑥ 武蔵村山市暴力団排除条例（平成 24 年武蔵村山市条例第 34 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと</p>
<p>換 金 方 法</p>	<p>締め日ごと自動集計され、あらかじめ決められた決済日に売上金を登録口座へ振り込みます。締め日は、週 2 回を予定しております。</p> <p>締め日より実働 5 日後に売上金の振込手続きを行います。振込手続きを行う日が土日祝祭日、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）の場合は、翌営業日に振込手続きを行います。</p> <p>換金手数料は無料となります。</p>